

一般議案に対する 議案審議

補正予算や条例の改正、人事案件などの審議を行いました。その中から、主な質疑を掲載します。

児童館の移管

問 市内には岩瀬中央児童館、飯塚児童館、上小幡児童館がある。今回、飯塚児童館及び上小幡児童館が市の管理から離れるということだが、この経過につ

答 飯塚・上小幡児童館は、地元が長年、会館として使用してきた経緯があり、使用できる限り残してほしいとのことでした。飯塚児童館は飯塚の共有地に、上小幡児童館は神社庁の土地に建てられており、無償で借用しています。地元の要望もあるので、譲渡、貸し付けについて協議をしていきます。また岩瀬中央児童館は、東区3区の避難所、敷地は都市公園となっていることもあり、管理を含め、今後については協議していきま



飯塚児童館



上小幡児童館

公立認定こども園の移管

問 現在、市には岩瀬・岩瀬東部・やまとの3つの公立認定こども園がある。やまと認定こども園以外の2つのこども園は、市の管理から離れ社会福祉協議会へ移管することとなっている。このような選択をした理由を伺う。

答 やまと認定こども園の移管については、検討委員会の中で3園のうち1園を残し、公立の役割、例えば重度な加配児への対応、真壁幼稚園廃止に伴う受け入れなどが話し合われまし

た。市の中心にあるやまと認定こども園を公立として残すことで補うこととします。

財産の無償貸与

問 認定こども園の指定管理者制度を導入する場合、また民間業者へ移管する場合と、半官半民の社会福祉協議会へ移管して無償貸与する場合とではどのような違いがあるのか。また、現在こども園で働いている保育士の身分はどのようになるのか伺う。

答 認定こども園については指定管理者制度も検討しましたが、民営化とは異なり、施設の維持管理や人件費、施設の建て替えや改修時に国・県の補助対象とならず、財政的なデメリットとなります。また財産の無償貸与については、通常の民間業者へ移管する場合と、社会福祉協議会へ移管する場合に違いはありません。

保育士の身分については、正規職員は『桜川市職員の公営法人等への職員派遣等に関する要綱』に基づき、出向という形で派遣され、臨時職員は社会福祉協議会の臨時職員として現給保



岩瀬東部認定こども園



岩瀬認定こども園

障のほか、処遇改善手当が支給される見込みとなっています。

土採取事業規制

問 開発許可に係る権限が、茨城県から市へ移譲されるということだが、既に県が、市内の地域に土採取について許可を出している場合は、そのまま市が引き継ぐことになるのか。

答 現在、土採取関係については該当がありません。山口、大泉地区で砕石等を採取していますが、そちらは採石法によるもので、今後も県での許可ということになります。土砂採掘のことに関して、今後は市内全域において監視をしていきたいと思

審議された議案と結果 第1回定例会 (3月5日～3月15日)

平成31年度予算	
一般会計	可決
国民健康保険特別会計	可決
農業集落排水事業特別会計	可決
公共下水道事業特別会計	可決
介護保険特別会計	可決
介護サービス事業特別会計	可決
後期高齢者医療特別会計	可決
水道事業会計	可決
病院事業会計	可決
平成30年度補正予算	
一般会計 (第7号)	可決
国民健康保険特別会計 (第4号)	可決
農業集落排水事業特別会計 (第4号)	可決
公共下水道事業特別会計 (第3号)	可決
介護保険特別会計 (第3号)	可決
水道事業会計 (第4号)	可決
病院事業会計 (第1号)	可決

条例の制定・改正	
県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する条例	可決
地区計画の区域に係る建築物の制限を定める条例	可決
職員の給与に関する条例等の一部改正	可決
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正	可決
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	可決
手数料徴収条例の一部改正	可決
医療福祉費支給に関する条例の一部改正	可決
児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
土採取事業規制条例の一部改正	可決
体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
人事・その他	
農業委員会委員の任命 (18件)	同意
筑西広域市町村圏事務組合規約の変更	可決
財産の無償貸付	可決
平成30年度県西総合病院組合事業決算認定	認定
工事請負契約の締結の議決事項の変更	可決